

# 平成 24 年度税制改正について

## (厚生労働省関係の主な事項)

※「\*」印を付した項目は主要望官庁が他省庁で、厚生労働省が共同要望をしている項目

### I. 子ども・子育て

#### \* ■ 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

子ども・子育て新システムの構築に伴い、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、新たに位置づけられる給付について非課税措置及び差押禁止措置を講じます。

※その他所要の措置は来年度以降の検討課題としています。

#### ■ 平成 24 年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

平成 24 年度以降の子どものための現金給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講じます。

### II. 医療・介護等

#### ■ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続

〔事業税〕

#### ■ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療報酬にかかる事業税の実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討することにします。

医療法人に対する事業税の軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成 25 年度税制改正で検討することとします。

#### ■ 社会保険診療報酬の所得計算の特例(いわゆる「4段階税制」)

〔所得税〕

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省で適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正で検討することとします。

## \* ■ 研究開発税制(増加型・高水準型)の延長

〔所得税、法人税、法人住民税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の増加額に係る税額控除〔注1〕(いわゆる「増加型」)又は売上高の10%を超える試験研究費に係る税額控除(いわゆる「高水準型」)を選択適用できる制度については、適用期限を平成25年度末まで2年延長します。

## ■ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。

平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断します。

また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法におけるJT株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意することとします。

## Ⅲ. 年金

### ■ 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金〔注2〕のうち、事業主が存在しないもの、厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては企業年金等に移行できないことから、廃止期限を過ぎた平成24年度以降も、現在の税制優遇措置を継続適用します。

## Ⅳ. 就労促進

### ■ 配偶者控除の見直し

〔所得税、個人住民税〕

配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討することとします。

## Ⅴ. 生活衛生関係

### ■ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長します。

## ■ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年延長します。

## ■ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充

〔固定資産税〕

活性炭吸着回収装置又は活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置について、活性炭吸着回収装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象に追加し、課税標準を価格の2分の1(現行3分の1)にした上で、適用期限を2年延長します。

## \* ■ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し

〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応いたします。

### 参考：用語解説

#### [注1] 税額控除

課税対象の所得に税率を乗じて算出した税額から、一定の金額を控除するもの。

#### [注2] 適格退職年金

企業が社外に積み立てる年金資産について税制上の特例措置を講じる制度。平成23年度末の廃止期限までに、原則として、受給権保護の仕組みが優れている企業年金等へ移行等することとなっている。